

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照
ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別
添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 27 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価
結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	パキスタン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下「パキスタン」という。）における畜産分野は、全 GDP の 1 割以上、農業総生産の約 6 割を占める同国経済にとって重要なセクターとなっている（Pakistan Economic Survey 2017-18）。パキスタン北西部に位置するハイバル・パフトゥンハー州（以下「KP 州」）においては、人口の 8 割が農業・畜産で生計を立てており（KP 州畜産局、2018）、特に生乳や肉類は主要な食料・収入源であることから畜産の重要性は高い。同州全世帯の 7 割以上が牛や水牛などの大型乳用家畜を飼養し、年間約 600 万トンの生乳を生産している（同上）。大半の農家は 2～3 頭規模の小規模零細経営であるが、生乳・乳製品を自家消費するとともに余剰分を販売し、貴重な現金収入を得ている。このため、小規模農家の生乳生産性の向上および生乳・乳製品のサプライチェーンの強化は、農家の収入増加と生計向上の実現に不可欠である。

しかしながら、既存の伝統的な生乳サプライチェーンにおいては、小規模農家の飼養管理等に関する基礎的知識・技術の不足に加え、衛生的な生乳生産・収集・検査体制の未整備により、生乳の生産量および品質改善が十分に進んでおらず、食料安全保障および農村の生計向上を妨げている。

2025 年に終了した「KP 州畜産開発を通じた生計向上プロジェクト」（以下、「先行プロジェクト」という。）では、小規模農家の生乳生産性向上を目的として、飼養管理、飼料、繁殖、家畜衛生の各分野における適正技術の実証が行われ、これら基礎的知識・技術の改善が図られるとともに、プロジェクト対象地域においては生乳生産性の向上が確認された。また、牛乳冷却ユニットや乳質検査ラボの設置等を通じて、生乳生産技術の向上および生乳サプライチェーンの初期的な基盤が整備された。

一方で、これらの成果は一部地域での導入にとどまっており、適正技術の普及体制の強化や、品質管理機能を担う仕組みの構築が十分に進んでいないといった課題が依然として残されている。

したがって、先行プロジェクトで構築された基盤を活用しつつ、技術普及体制の強化およびサプライチェーン全体の体系的改善を進めることによ

り、生乳の増産および生産性・品質の向上を図り、酪農家の収入増加と生計向上の実現につなげることが重要である。

かかる背景を踏まえ、パキスタン政府は、KP州における生乳生産適正技術の普及および生乳・乳製品のサプライチェーン強化に関する技術協力プロジェクトの実施を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本事業実施に係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、本プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全行程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年8月下旬～2026年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題・気候変動対策・ジェンダー平等に関する取り組みを把握し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 本業務の遂行にあたって必要なパキスタン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。なお、質問票を事前にパキスタン側に配布する場合には、JICA経済開発部と相談の上、JICAパキスタン事務所を通じて配布する。
- ③ 案件概要表（和文）の担当部分や関連部分、PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ JICA経済開発部が企画する団内勉強会や対処方針会議等のオンライン

会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務（2026年9月上旬～2026年9月下旬）

- ① 団内及びJICAパキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② パキスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答、整理するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析するとともに、ヒアリング議事録を作成する。具体的には以下のとおり。その際、ジェンダー視点に立った情報収集と分析に加え、パキスタンの社会や組織、畜産分野におけるジェンダーに関する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析も行う。具体的には以下のとおり。
 - ア) パキスタンの要請背景・内容、開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) パキスタンの案件関連分野（畜産分野）における開発動向と気候変動対策の情報の収集および分析（温室効果ガス排出量、現在及び将来の気候変動の影響の予測、気候リスク評価及び適応オプション、裨益人口の推定等）
 - ウ) 当該関連分野に係る基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - エ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - カ) ジェンダー視点
 - (a)社会規範、習慣
 - (b)法制度や組織の方針・規則
 - (c)男女で異なるニーズや課題

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹およびJICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き²を踏まえ、ジェンダー視点に立った取り組み、指標等のPDM（案）への組み込みにつき主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAパキスタン事務所、日本大使館等に報告する。

（3）整理業務（2026年9月下旬～2026年11月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

² [JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き（更新日：2023年1月） | 事業について - JICA](#)

(1) 業務完了報告書

2026年10月6日(火)までに、①事業事前評価表(案)(和文)を提出する。その後、2026年10月30日(金)までに業務完了報告書の第一ドラフトを提出し、JICAからのコメントを踏まえたうえで、2026年11月20日(金)までに最終版を提出する。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

(2) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年9月5日～9月27日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請案件調査票
- ・要請書
- ・ハイバル・パフトウンハー州畜産開発を通じた生計向上プロジェクト完了報告書
- ・ハイバル・パフトウンハー州畜産開発を通じた生計向上プロジェクト運営指導調査報告書

② 公開資料

過去関連案件の情報を以下のウェブサイトでご確認いただけます。

- ・ハイバル・パフトウンハー州畜産開発を通じた生計向上プロジェクト
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1900283_1_s.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上